

令和5年5月17日

保護者各位

小金井市立緑中学校
校長 塩原 真一

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受けた本校の対応について

平素から、本校の教育活動に御協力くださりありがとうございます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行し、同日をもって「小金井市立小・中学校版感染症予防ガイドライン」が廃止となったことを受け、本校では、新型コロナウイルス感染症について下記の通り対応してまいります。保護者の皆様には、引き続き御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 健康観察について

- (1) お子さんの朝の健康観察を行い、検温結果を各学年で生徒が使用している連絡帳に記入してください。(変更なし)
- (2) 発熱や咽頭熱、咳等の症状がある場合は、無理をして登校しないようにお願いします。(変更なし)
- (3) 欠席する場合は、欠席等連絡フォームまたは電話により連絡をお願いします。(変更なし)

2 出席停止の扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、出席停止となります。(変更なし)
- (2) 新型コロナウイルスに感染したことが確認されていない場合は、濃厚接触者の特定がされなくなったことから、原則として出席停止の対象とはなりません。(変更)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、**「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」**となります。(変更)
- (4) (3)の期間を経過した時点で、**「保護者等が「欠席・再登校届」を記入して学校に提出することにより、出席停止解除となります。様式は本校ホームページからダウンロードしてください。(変更)**
- (5) 出席停止解除後も、発症から10日間を経過するまでは、マスク着用を推奨します。(変更なし)

《補足》季節性インフルエンザについて

- (1) インフルエンザと診断された場合は、出席停止となります。(変更なし)
- (2) インフルエンザの出席停止期間は、**「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」**です。(変更なし)
- (3) (2)の期間を経過した時点で、**「保護者等が「欠席・再登校届」を記入して学校に提出することにより、出席停止解除となります。様式は本校ホームページからダウンロードしてください。(変更)**

【問合せ先】

小金井市立緑中学校
副校長 蓮沼 喜春
電 話 042-383-1164